

瑞穂町弔慰基準

〔平成 22 年 11 月 9 日〕
訓令第 20 号

瑞穂町弔慰基準（平成 19 年訓令第 18 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この基準は、瑞穂町名誉町民条例（平成 22 年条例第 1 号）に基づく名誉町民、住民並びに特別職（非常勤の者を含む。）及び一般職の職員（以下「職員等」という。）の弔慰について定めるものとする。

（基準）

第 2 条 名誉町民に対する弔慰は、次の表のとおり行うものとする。

（単位：円）

職名	弔慰金	供花料	供物料	摘要
日本国籍のある者	10,000	5,000	5,000	
外国籍の者	町長が別に定める。			

2 住民に対する弔慰は、次の表のとおり行うものとする。

（単位：円）

要件	弔慰金	供花料	摘要
100 歳以上の住民	5,000	5,000	
前に瑞穂町町内会 連合会会長を務め た住民	5,000	5,000	

備考

- 1 上表における「住民」とは、死亡時に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき町の住民基本台帳に記録されていた者をいう。
- 2 100 歳以上の者で、入所、入院等（以下「入所等」という。）をしている施設において死亡したものについては、その者が入所等をする直前に有していた住所が町の区域内にあった者に限る。

3 職員等に対する弔慰は、次の表のとおり行うものとする。

(1) 現職の職員等及びその親族が死亡したとき。 (単位：円)

職名	本人			一親等以内 の同居親族	
	弔慰金	供花料	供物料	弔慰金	供花料
町長	70,000	15,000	10,000	10,000	10,000
議長	50,000	15,000	5,000	10,000	10,000
議員(議長の職にある者を除く。)	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
副町長	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
教育長	30,000	10,000	5,000	5,000	5,000
特別職 各執行機関の委員 (監査委員並びに教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。以下同じ。)	10,000	5,000	—	5,000	5,000
町条例等により設置される委員会委員	別表による。				
一般職 部長(局長を含む。)、参事、課長(館長を含む。)、主幹	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000
係長、主査	20,000	5,000	—	5,000	5,000
主任、主事	15,000	5,000	—	5,000	5,000

備考

- 1 町長、議長、議員、副町長、教育長及び一般職の職員の一親等以内の親族は、上表の「一親等以内の同居親族」とみなす。
- 2 2以上の職を兼ねる場合には、その者が主として就いている職のいずれか一つを基準とする。

(2) 前に公職であった職員等が死亡したとき。 (単位：円)

職名	弔慰金	供花料	供物料	摘要
----	-----	-----	-----	----

町長	20,000	10,000	5,000	配偶者については、弔慰金10,000円
議長	10,000	10,000	—	
議員	10,000	5,000	—	
助役又は副町長	10,000	10,000	—	
収入役	10,000	10,000	—	
教育長	10,000	5,000	—	
各執行機関の委員（平成30年4月14日以前に教育長の職にあった者を除く。）又は消防団長	5,000	5,000	—	
功労表彰受賞者	5,000	5,000	—	
一般職の職員（平成30年4月14日以前に教育長の職にあった者を除く。）	5,000	5,000	—	

備考

- 1 2以上の職を兼ね、又は兼ねていたことがある場合には、その者が主として就いていた職のいずれか一つを基準とする。
- 2 一般職の職員については、功労表彰受賞者又は勤続20年以上の者とする。
- 3 この基準により難しい場合はその都度、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成24年11月19日訓令第13号）

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月15日から施行する。ただし、第2条第3項第1号の表一般職の部部長（局長を含む。）、課長（館長を含む。）、主幹の項の改正規定は、同月1日から施行する。